

広島県教育委員会規則第五号

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則（平成二十四年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一級の項中

「	”	北広島町立芸北小学校	」
”	”	大朝小学校	”
”	”	川迫小学校	”
”	”	豊平西小学校	”
”	”	豊平東小学校	”
三原市立羽和泉小学校			
”	”	大草小学校	”

を

「	”	北広島町立大朝小学校	」
”	”	川迫小学校	”
”	”	豊平小学校	”
三原市立大和小学校			

に改め、同表の二

級の項中

「	大竹市立阿多田小学校	」
”	粟谷小学校	”
廿日市市立吉和小学校		
山県郡安芸太田町立修道小学校		
”	北広島町立八幡小学校	”
”	雄鹿原小学校	”
”	雲月小学校	”
”	美和小学校	”

を

「	大竹市立栗谷小学校	」
廿日市市立吉和小学校		
山県郡安芸太田町立修道小学校		
”	北広島町立芸北小学校	”

に改める。

別表第四のへき地学校のうち

「 呉市立尾立小学校  
” 倉橋東小学校

及び

「 山県郡北広島町立豊平南小学校  
三原市立神田小学校  
” 権梨小学校

を削る。

別表第五の特設学校の項中

「 ” 神田東小学校  
尾道市立南小学校

を削る。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。